

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会  
重点技術作業班 運営方針(案)

1 検討事項

作業班は、以下の事項について検討する。

- (1) ワイヤレス分野における重点技術領域
- (2) 重点技術領域の推進方策
- (3) その他ワイヤレス技術に関する今後の政策の在り方について検討が必要な事項

2 作業班の主任及び構成員(案)

別紙のとおり。

3 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の議事を掌握する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任がこれを指名する。
- (3) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (4) 作業班の会議は、主任が招集する。この場合、主任は、構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、必要があると認めるとき、作業班に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (6) 本作業班において検討された事項については、主任が取りまとめ、これを電波有効利用委員会に報告する。
- (7) 主任は、作業班の調査を促進させるため、アドホックグループを設置することができる。
- (8) アドホックグループのリーダー及び構成員は、主任が指名する。
- (9) その他、本作業班の運営に必要な事項は、主任が定めるところによる。

4 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

5 事務局

本作業班の事務局は、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課がこれに当たる。